

明日へとつなぐ 笑顔と絆

2012

6

■まい・あみ・まつり 2012

実行委員会組織・メンバー紹介 (24 ページ参照)



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 紹介します！平成 24 年度の区長さん … 2
- 総合健診・住民健診申し込みが始まります … 8
- 介護／介護予防で健康に …16
- 放射線の状況をお知らせします …18
- 障害者福祉サービス …22
- まい・あみ・まつり 2012 実行委員会組織・メンバー紹介 …24

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/>

E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

紹介します！ 平成24年度の 区長さん



阿見台
藤山 英夫



中郷西
村山 保雄

阿見中 地区

23 行政区



行政区・氏名(敬称略)



中央西
清水 良祐



中央東
大谷 隆義



西方
蛭原 一義



宿
湯原 恒良



北
湯原 忠弘



西郷
宮本 勝雄



一区南
平賀 訓



三区下
宮崎 茂夫



三区上
松本 功志



鈴木
野呂 薫



中央北
糸賀 忠



中央南
鴻巣 道明



中吉原
宮崎 太一



上吉原
金子 彰於



大砂
川崎 敏



富士団地
山口 道子



上郷
相澤 和夫



一区北
中島 正晴



二区北
櫛田 晴道



住吉
田村 敏博

朝日中 地区

15 行政区



福田
山中 照嗣



新山
長澤 文男



下吉原
青山 茂夫



シンワ
池田 弘



本郷
矢口 禎夫



下本郷
柏崎 久雄



上本郷
滝本 重貞



一区
藤平 勇雄



二区南
寺島 郁雄

● 町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 <p>上長 久夫</p>	 <p>下小池 賢治</p>	 <p>上小池 大澤 清</p>	 <p>寺子 山口 修</p>	 <p>実毅 齋藤 十郎</p>	 <p>中根 島田 和信</p>
 <p>青宿 小倉 努</p>	 <p>立ノ越 北澤 孝雄</p>	 <p>中郷東 川崎 明弘</p>	 <p>岡崎 野口 守</p>	<p>竹来中 地区 28 行政区 ←</p>	 <p>筑見 山口 善克</p>
 <p>曙東 大平 修三</p>	 <p>白鷺団地 畠山 春雄</p>	 <p>大室 青山 政明</p>	 <p>霞台 谷川 良一</p>	 <p>廻戸 玉木 栄三</p>	 <p>新町 吉田 俊一</p>
 <p>塙 館野 輝男</p>	 <p>石川 糸賀 和夫</p>	 <p>大形 渡辺 仁</p>	 <p>君島 戸之岡 佑一</p>	 <p>レイクサイドタウン 青山 秀雄</p>	 <p>曙南 大崎 顯二</p>
 <p>下島津 平岡 正男</p>	 <p>上島津 圓城 克彦</p>	 <p>飯倉二区 塚本 治</p>	 <p>飯倉 小泉 治久</p>	 <p>上条 高木 綾夫</p>	 <p>追原 飯田 孝</p>
 <p>南平台三丁目 植田 豊</p>	 <p>南平台二丁目 長尾 和博</p>	 <p>南平台一丁目 安藤 尊道</p>	 <p>竹来 吉田 清</p>	 <p>掛馬 柳生 和男</p>	 <p>南島津 白田 計律</p>

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼妊産婦マル福の所得の基準額

扶養親族数	本人および配偶者	扶養義務者
0人	393万円	1,000万円
1人	423万円	
2人	453万円	
3人以上	以下、扶養親族1人ごとに30万円加算	
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除

※妊産婦本人および配偶者のどちらかの高い方の所得で判定します(合算はしません)

妊産婦マル福制度とは、
町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(左表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含まれます

■手続き方法

▼母子健康手帳▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)▼印鑑▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など)▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの所得のわかる証明書(総所得・扶養人数・所得控除)の記載されたもの——を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します

※所得のわかる証明書は、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

■医療機関等へのかかり方

▼県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合、健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください

※妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医療機関からの紹介があれば

受給者証を使用できます

●マル福の自己負担金:医療機関ごとに▼外来1回600円、月2回1200円まで

▼入院1日300円、月3000円まで▼保険薬局での調剤は自己負担なし

▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合:受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合は使用できません。そのため、一部負担金(3割)を支払った後、▼受給者証▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可)

▼診療明細書または調剤明細書▼印鑑——を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払いいただいた一部負担金からマル福の自己負担金を除いた額を口座に振り込みます

※健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等が必要な場合があります

■利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月末日まで

※申請手続きが遅れた場合は、申請した月の初日からマル福に該当となります。そのため、母子健康手帳を交付されたときは、早急にマル福の申請手続きを行ってください

重度障害の人、ひとり親家庭の人の医療福祉費受給者証を現在使用している人は、6月30日までで使用できなくなります。7月以降も引き続き該当となる人には、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。

ただし、転入等で所得の確認ができない人や保険証の確認ができない人は、国保年金課窓口で手続きが必要となります。なお、所得制限により非該当となる人にはその旨通知を郵送します。

●問合せ 国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

後期高齢者医療制度の 保険料率が改定



県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療制度の平成 24 年度および平成 25 年度の保険料率が改定されました (表 1 参照)。

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼表 1: 保険料 (年額)

		平成 24・25 年度	平成 22・23 年度
保険料	均等割額	39,500 円	37,462 円
	所得割率	8.0%	7.6%
保険料の賦課限度額 (上限額)		55 万円	50 万円

$$\text{保険料 (年額)} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{定額} \\ 39,500 \text{ 円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{所得から計算} \\ (\text{総所得金額等} * - 33 \text{ 万円}) \\ \times 8.0\% \end{matrix}$$

(100円未満切捨て)

賦課限度額 (年額) = 55 万円

(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額 55 万円です)

※総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』・『給与収入－給与所得控除』・『事業収入－必要経費』等で、各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額 (土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額) も総所得金額等に含まれます

▼表 2: 均等割額の軽減

世帯 (被保険者と世帯主) の総所得金額等が次の場合	軽減割合
33 万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯 ※その他各種所得がない場合	9 割
33 万円を超えない世帯	8.5 割
33 万円 + 「24 万 5 千円 × 世帯の被保険者数 (被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯	5 割
33 万円 + 「35 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	2 割

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除 (年金収入額が 330 万円以下は 120 万円) を差し引き、65 歳以上の人は、さらに高齢者特別控除 (15 万円) を差し引いて判定します

保険料の軽減措置

後 期高齢者医療制度の保険料は、2 年ごとに見直され、介護保険と同様に個人ごとに算定して、定額の『均等割』と所得に応じて計算される『所得割』の合計となります。

均等割軽減

『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額』が

所得割軽減

基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の人は、所得割額が 5 割軽減されます。

被扶養であった人の軽減

表 2 に該当する場合は、保険料の均等割部分が軽減されます。
※軽減判定の注意: 世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります
後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保険 (全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合) の被扶養であった人は、均等割額が 9 割軽減され、所得割額の負担はありません。

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収…年金から引かれる方法 ▼普通徴収…納付書や口座振替により納める方法 ー の 2 通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の 1 回あたりの合計が、1 回あたりの年金支給額の 2 分の 1 を超える人
▼受給している年金が年額 18 万円未満の人
▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です
※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

事業主の都合による離職や
雇い止めなどによる離職をされた人は

国保税が軽減されます

※申請が必要です

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131~133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

対象

平成21年3月31日以降に雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』に該当する左記の理由で離職した町の国民健康保険に加入される(された)人、または離職時点ですでに町の国民健康保険に加入している人。

- 雇用保険の『特定受給資格者』および『特定理由離職者』
左記の離職理由番号が、『雇用保険受給資格者証』(第一面)の『離職理由』欄に記載されている場合、軽減の対象となります。
- 11・解雇(12・50以外) ※50は『被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇』
- 12・天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 21・特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
- 22・特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満更新明示あり)
- 23・特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3

年未満更新明示なし)

- 31・事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 32・事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
- 33・正当な理由のある自己都合退職(31・32・34以外)
- 34・特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)

※左記の受給資格者証では軽減対象になりませんのでご注意ください

- ① 特例受給資格者証 季節的に雇用されるまたは短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の人へ交付されます
- ② 高年齢受給資格者証 65歳到達日以後に離職された人へ交付されます

軽減期間

『離職日の翌日の属する月』から『その月の属する年度の翌年度末』までの期間です。ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります

軽減額

国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、軽減対象者の前年の給与所得を『30/100』とみなして算定を行います。

申請方法

世帯主(納税義務者)が、役場国保年金課窓口で申請してください。
▼申請に必要なもの…雇用保険受給資格者証、印鑑

町国保加入者の人間ドック

- ▼対象 次のすべてを満たす町国保加入者▼助成申請時に国民健康保険税の未納がない世帯に属する▼助成申請時に満30~74歳(脳ドックは満40~74歳)
※助成は、人間ドック・脳ドックのいずれかに限り、年度内1人1回に限ります
※脳ドックは、前年度に脳ドックの助成を受けた人は対象になりません
※現在治療中・妊娠中の人は、医師に相談のうえ、お申し込みください
※人間(脳)ドックを受診する人は、町の集団検診で特定健康診査を受診する必要があります。町の集団健診で特定健康診査を受診すると、人間(脳)ドックの助成が受けられなくなりますのでご注意ください。なお、ドックに含まれていない検査は町の集団健診等で受診できます
- ▼助成額 ▼人間ドック:23,000円▼脳ドック:30,000円
- ▼実施検診機関 ▼霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター(東京医大) ☎887-4563
▼筑波メディカルつくば総合健診センター☎856-3500 ▼牛久愛和病院総合健診センター☎873-4334 ▼土浦協同病院農村健康管理センター(人間ドックのみ) ☎826-3221 ▼つくばセントラル病院(健診センター) ☎874-7985
- ▼申込期間 平成25年2月28日まで(土・日・祝日を除く)
- ▼申込方法 実施検診機関に予約後、本人が保険証を持参のうえ、直接国保年金課またはうずら出張所に申し込む(随時受付。同一世帯の場合は代理申請可。電話申し込み不可)。決定後『助成決定通知書』を交付(うずら出張所で申請の場合は後日郵送)
- ▼受診可能期間 平成25年3月31日まで。希望日での受診が可能(検診機関の予約状況による)

家庭的保育事業 の取り組み



児童福祉課 ☎888-1111 (167-168)

家庭的保育事業の実施

町では、保育所入所待機児童の解消および多様化する保育ニーズに対応するために、平成25年4月から家庭的保育事業を開始する予定です。家庭的保育事業とは、家庭的保育者が保育者の自宅など家庭的な雰囲気の中で、少人数の乳幼児をお預かりする事業です。

▼対象児童 保護者の就労などにより保育に欠ける、生後6か月から3歳未満の乳幼児

家庭的保育者の募集

町では、上記の家庭的保育事業を実施するにあたり、家庭的保育者を募集します。募集期間は7月1日から7月31日を予定していますが、詳細については6月ごろに回覧および町ホームページでお知らせします。

家庭的保育者とは、保育士・看護師・幼稚園教諭およびその他の保育経験者などが、町の実施する研修などを修了し、町から認定を受けた者です。なお、事業を実施する際は、町と委託契約書を取り交わし、毎月町から委託料をお支払いします。

▼認定研修スケジュール	
9月	基礎研修（講習約10日間／20.5時間、実習2日間） ▼対象：保育士・看護師・幼稚園教諭およびその他一般の人
10月～11月	認定研修（講習約20日間／40時間、実習6日間） ▼対象：保育士以外の人 ※保育士・看護師・幼稚園教諭以外の方は、上記の研修に加えて20日間の実習もあります

児童手当『現況届』の提出

児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた人には、6月上旬に書類を送付しますので、同封の案内をご確認のうえ提出してください。

『現況届』を提出しない場合、受給資格があっても6月分以降の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

- ▼提出期間 6月29日(金)まで
- ▼提出先 児童福祉課
- ▼提出書類
 - ▼厚生年金等加入者の場合：健康保険被保険者証の写し
 - ▼平成24年1月2日以降に転入した場合：1月1日現在の住所地での平成24年度（平成23年分）所得証明書
 - ▼児童と別居している場合：子どもの属する世帯全員が記載された住民票の写し

所得制限

平成24年6月分以降は、所得制限が導入されます。受給者の所得が制限限度額以上の場合、手当月額は児童の年齢に関係なく5,000円となります。

扶養親族数が1人増えるごとに38万円をプラス。配偶者・同居家族の所得は合算しません。

扶養親族数	所得額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

総合健診・住民健診 (集団健診)

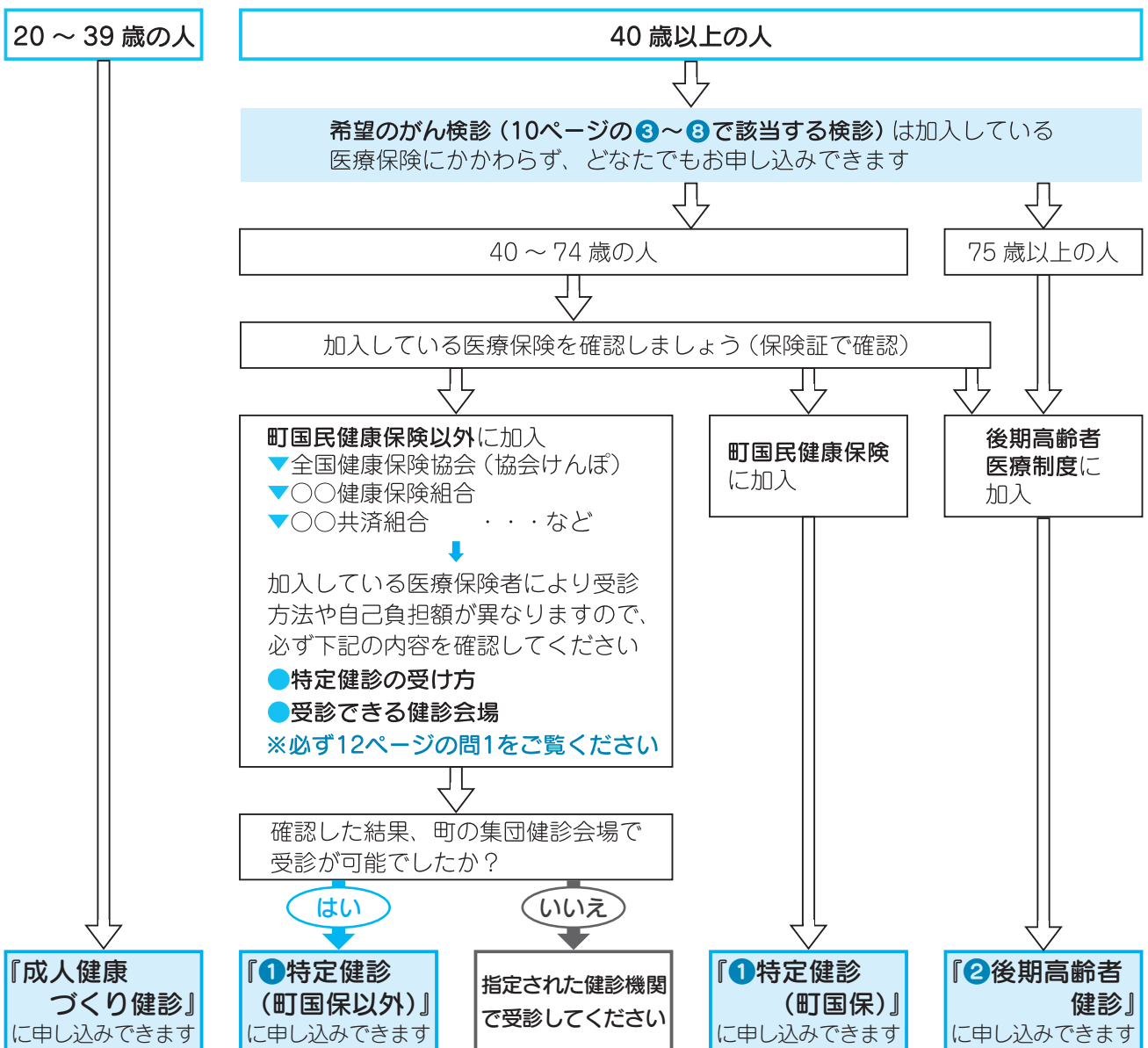
申し込みが始まります



病気の早期発見・早期治療、さらに生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回の健康診査を受けて、自分の健康状態を把握することで、健康的な生活習慣を身につけましょう。

まずは受診できる健診を確認しましょう！

年齢によって受診できる健康診査が異なります。また、血液検査や尿検査などの一般的な健康診査は、みなさんが加入している医療保険（国民健康保険・健康保険組合・共済組合など）によって受診方法や検査内容が異なりますので、受診できる健診内容を下表でご確認ください。



町では次の健康診査を行います

今年度医療機関健診や人間ドック・脳ドックを受ける人は、町の集団健診は申し込みできませんのでご注意ください。ただし、医療機関健診やドックで受けられない健診項目は申し込みできますので、お問い合わせください。

すべての健診で事前の申し込みが必要です。

20～39歳の人

●対象年齢は平成25年3月31日までの到達年齢

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ※貧血検査は含まれません。ただし、オプション検査として、健診当日に貧血検査・眼底検査・心電図検査を申し込むことができます	1,000円

申込期間

6月14日(木)まで(必着)

※申し込みされた人には、10月上旬ごろに案内通知と受診券をお送りします

申込方法

下記の①②いずれかとなります。

① 郵送による申し込み(はがきまたは封書に必要事項を記入)

▼住所 ▼氏名 ▼生年月日(年齢) ▼電話番号(必ず連絡がとれるところ) ▼希望の日時(11ページの『B.住民健診』からお選びください)

② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』来館による申し込み

※電話やファックスによる申し込みはできません

申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

※希望日時がある場合は第2希望まで記入してください。記入がない場合、どの日程でも可とみなします

※申し込みされた希望日時が希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますので、ご了承ください(先着順ではありません)

住所	阿見町
氏名	
生年月日(年齢)	昭・平 年 月 日(歳)
電話番号	—
希望の健診	成人健康づくり健診
希望の日時	(①・②に希望日をご記入のうえ、午前か午後に○をつけください) ① 第1希望: 月 日(午前・午後) ② 第2希望: 月 日(午前・午後) ③ いつでも可

▲コピーしてご使用ください

郵送時にはがれてしまうことがありますので、はがきに貼る際には全体にのり付けをしてください。

40 歳以上の人

●対象年齢は平成 25 年 3 月 31 日までの到達年齢（後期高齢者健診は除く）

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
① 特定健診 (町国保)	40～74 歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・貧血検査・眼底検査・心電図検査	1,300 円
特定健診 (町国保以外)	※町の健診会場で受診できない場合があります。必ず 12 ページの問 1 をご覧ください		
② 後期高齢者健診	※65～74 歳で後期高齢者保険証をお持ちの人は『②後期高齢者健診』にお申し込みください		
	75 歳の誕生日以降	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、医師にご相談のうえ受診ください ※オプション検査として貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検査を希望される人は自己負担額 1,300 円で追加できます。健診当日にお申し込みください	無 料
③ 胸部レントゲン検診	40 歳以上	胸部レントゲン検査	300 円
④ 胃がん検診		胃のレントゲン検査（バリウム検査）	1,100 円
⑤ 大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便 2 日分） ※事前に検査キット容器を郵送します	600 円
⑥ 前立腺(せん)がん検診	50 歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	700 円
⑦ 喀痰(かたん)検査	40 歳以上の該当者	喀痰細胞診 ※対象:喫煙年数×1 日の本数 = 600 以上の人 ※痰を採取する容器は検診当日に配布します。そのため、容器は後日指定された日に提出していただきます	800 円
⑧ 肝炎ウイルス検査		血液検査（B 型・C 型肝炎ウイルス検査） ※対象:これまでに検査を受けたことがない人	800 円

●申込方法（申込締切:6 月 14 日(木) 必着） ※電話による受付はできません

①～⑧のすべての健診で事前の申し込みが必要です。5 月下旬に、40 歳以上の人を対象に、世帯ごとに案内通知をお送りしましたので、同封の申込用紙に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。お申し込みされた人には、後日、受診券等をお送りします。

※平成 20 年度から健診制度が大きく変更され、法令により健診の周知が義務付けられています。そのため、「町の健診案内通知は必要ない」とお申し出のあった人にも通知をお送りしていますので、ご了承ください

検診無料クーポン

がん検診の受診率向上を推進するために、大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診において、特定年齢の人へ、検診を無料で受診できる無料クーポンおよび検診手帳を 5 月中旬に送付しました。また、肝炎ウイルス検査についても、40 歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない特定年齢の人へ、個別勧奨通知を 5 月中旬に送付しました。無料で受診できる機会に、ぜひ各種検診の受診をお願いします。

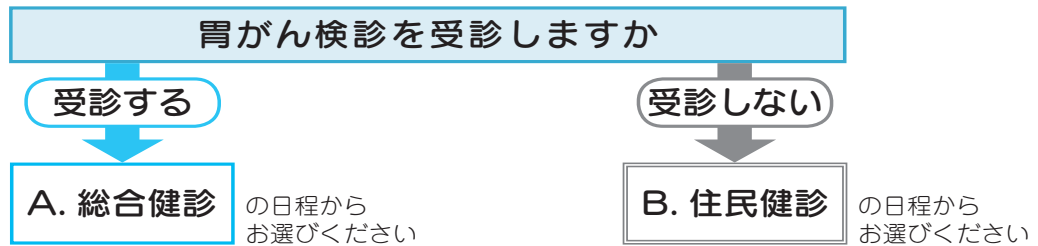
詳細については、送付されたクーポン券および検診手帳などをご確認ください。

検査項目	対象者 (4 月 1 日現在の年齢)	集団健診			医療機関 健診
		総合健診 住民健診	婦人科検診	消化器検診	
大腸がん検診	40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳	○	×	○	×
乳がん検診		×	○	×	○
子宮がん検診	20 歳・25 歳・30 歳・35 歳・40 歳	×	○	×	○
肝炎ウイルス検査	40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳・ 65 歳・70 歳	○	×	×	○

健診日程の選び方

※総合健診は胃がん検診を受診する人のみとなります。胃がん検診を受けない人は住民健診になります
 ※希望された日時が希望者多数の場合、ご希望に添えないこともあります。また、先着順ではありません
 のでご了承ください

※消化器検診（胃がん検診・大腸がん検診・腹部超音波検診）をご希望の人は、『広報あみ 9月号通常版』をご確認
 のうえお申し込みください



A. 総合健診

※受診券は 8 月上旬発送予定

(健診項目: 特定、後期高齢者、胸部レントゲン、胃がん、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス)

期 日	会 場	受付時間 (各日)
9月 6日 (木)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前 7時 ~ 7時45分 ②午前 8時 ~ 8時45分 ③午前 9時 ~ 9時45分 ④午前 10時 ~ 10時45分
9月 7日 (金)		
9月 19日 (水)		
9月 20日 (木)	本郷ふれあいセンター	
9月 21日 (金)		
9月 23日 (日)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
10月 16日 (火)		
10月 17日 (水)		
10月 18日 (木)	かすみ公民館	

B. 住民健診

※受診券は 10 月上旬発送予定

(健診項目: 成人健康づくり、特定、後期高齢者、胸部レントゲン、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス)

期 日	会 場	受付時間 (各日)
11月 6日 (火)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前 9時45分 ~ 11時 ②午後 1時30分 ~ 3時
11月 7日 (水)	本郷ふれあいセンター	
11月 8日 (木)		
11月 9日 (金)	午前: 君原公民館	
	午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月 28日 (水)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月 29日 (木)		
11月 30日 (金)	午前: 舟島ふれあいセンター	
	午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月 4日 (火)	かすみ公民館	
12月 5日 (水)		
12月 6日 (木)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月 7日 (金)		

健診についてよくあるご質問

問 1 夫の会社の保険（扶養）に入っています。町の集団健診は受けられますか

答 『③～⑧各種がん検診』は、40歳以上の町民の人であればどなたでもお申し込みいただけます。『①特定健診』は、加入している医療保険（全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合等）によって受診方法や自己負担額が異なりますので、次の点を医療保険者へご確認ください。

●特定健診の受け方

●受診できる健診会場

→町の集団健診会場で受診できる場合は、5月下旬に送付された申込用紙の『①特定健診（国保以外）』にお申し込みください。ただし、健診受診の際は医療保険者が発行した『特定健康診査受診券』がないと受診できませんので、健診日当日までに必ず発行してもらってください

問 2 10月2日に75歳になります。私は後期高齢者健診に該当するのでしょうか

答 75歳の誕生日を迎える前（10月1日まで）に受診の場合は『①特定健診』、10月2日以降に受診の場合は『②後期高齢者健診』を受けていただくことになります。健診を希望する日をご確認のうえお申し込みください。また、日程の都合がつかない場合は、町国保年金課までご連絡ください。

問 3 私は50歳で町の国民健康保険に加入しています。人間ドックまたは脳ドックを受診しても町の『特定健診』は受けられますか

答 ドックの中には『特定健診』の検査項目がすべて含まれていますので、町の『特定健診』は受けられません。ただし、次の検診はドックに含まれていないので町の集団健診でお申し込みいただけます。

▼人間ドックに含まれない検診：10ページの『⑥前立腺がん検診』・『⑦喀痰検査』

※霞ヶ浦成人病研究事業団健診センターおよび土浦協同病院農村健康管理センターで人間ドックを受診する場合は『⑦喀痰検査』のみ

▼脳ドックに含まれない検診：10ページの③～⑧

問 4 胃がん検診は受診しませんが、総合健診の日程で申し込みはできますか

答 住民の皆さんの待ち時間や健診時間を短縮するために各日定員を設けていますので、必ず住民健診にお申し込みください。早い時期での検診をご希望であれば、13ページ掲載の『医療機関健診』をご利用ください。 ※集団健診とは自己負担額が異なります

問 5 町の集団健診の日程は都合が悪く受けられません。どこかで受診することはできますか

答 町が指定する健診機関で個別に受診することができます。ご希望の健診によって受診方法や健診機関が異なりますので、下記までお問い合わせください。

健診名	お問い合わせ先	電話番号
特定健診（40～74歳）	国保年金課 国保係	888-1111（131～133）
後期高齢者健診（75歳以上）	国保年金課 後期高齢医療福祉係	888-1111（134・135）
各種検診（検診によって対象年齢が異なります）	健康づくり課 健康推進係	888-2940

※各種検診とは一成人健康づくり健診・胸部レントゲン検診・胃がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・喀痰検査・肝炎ウイルス検査・腹部超音波検診・骨粗しょう症検診・乳がん検診・子宮がん検診—になります。詳細は13ページ（『医療機関健診』）をご覧ください

『医療機関健診』

をご利用ください

早い時期に各種健診を受診したい、町の集団健診の日程では予定が合わないなど、ご自身の都合に合わせて健診をご希望の方は『医療機関健診』をご利用ください。健康管理のためには年1回の健診を受けて、経年的に健康状態をみていくことが大切です。なお、**集団健診とは自己負担額が異なります**ので、ご注意ください。

■受診できる健診項目

●対象年齢は平成25年3月31日までの到達年齢

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査	1,500円
胸部レントゲン検査	40歳以上	胸部レントゲン検査	500円
喀痰(かたん)検査	40歳以上の該当者	喀痰細胞診 ※対象:喫煙年数×1日の本数=600以上の人	1,100円
胃がん検査	40歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査)	3,100円
大腸がん検査		免疫便潜血検査(検便)	300円
前立腺(せん)がん検査	50歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	1,100円
肝炎ウイルス検査(B型・C型)	40歳以上の該当者	血液検査 ※対象:これまでに検査を受けたことがない人	1,100円
腹部超音波検査	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の検査	2,400円
骨粗しょう症検査	25～65歳	超音波でかかとの骨密度を測定(男女ともに可)	900円

※特定健診・後期高齢者健診の医療機関健診については国保年金課へお問い合わせください

※乳がん検査・子宮がん検査も医療機関健診を実施しています。詳細は健康づくり課へお問い合わせください

※腹部超音波検査の集団健診については、『広報あみ9月号通常版』の消化器検査の項目をご覧ください

■申込方法

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)の窓口で受診券を発行しますので、直接来館してお申し込みください。お電話による申し込みはできません。ただし、次の人はお申し込みできませんのでご注意ください。

▼今年度、すでに人間ドックや脳ドックを受診した人または受診予定の人

▼町の集団健診を受診予定の人

※ドックや集団健診で受診しない項目はお申し込みできますので、お問い合わせください

■受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター
(東京医科大学茨城医療センター敷地内)

■受付・健診期間

平成25年2月28日まで

■受診可能な期間

受診券発行日から3か月間

※最終受診日は平成25年2月28日
となります

■自己負担額の免除について

次に該当する人は町が実施する健診は無料になりますので、健診時に手帳等の証明できるものをご提示ください。

▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人

▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級の人

▼重度の知的障害とされた人(療育手帳で㊸またはAの人)

▼生活保護受給者

麻しん風しん混合・ 日本脳炎予防接種 はお済みですか？



■麻しん風しん混合予防接種

これまで『麻しん』『風しん』と単独で受けていた予防接種が、平成18年度から**麻しん風しん混合ワクチン**を用いた2回接種となり、1期（1歳～2歳未満）と2期（年長児）に接種することになりました。

また、この時期以前に1回しか接種を受けていない年代の人にも2回目の接種を行うため、平成20年度から平成24年度までの5年間、3期（中学校1年生相当年齢）および4期（高校3年生相当年齢）に接種することになりました。

3期の対象者で私立中学校に在学の人と、4期の対象者には、すでにご案内をお送りしています。町内の中学校で集団接種ができなかった人やまだ接種がお済みでない人は、『麻しん風しん混合予防接種予診票』を記入のうえ、協力医療機関において接種を受けてください。

●『麻しん』や『風しん』にかかるとこうなります

▼麻しん

感染力が強く空気感染をします。38～40℃の高熱が出て、

数日すると発しんが出ます。主な合併症には気管支炎・肺炎・中耳炎・脳炎があります。また、麻しんにかかった人は数千人に1人の割合で死亡します。

▼風しん

飛沫感染し、潜伏期間が2～3週間と長いので気づかずとうつしてしまいます。風邪症状に始まり、熱・発しん・後頸部リンパ節腫脹がみられますが、3日ほどで治ります。合併症は血小板減少性紫斑病・脳炎などがあります。大人になってからかかると重症になります。また、妊婦が感染すると、心臓病・白内障・聴力障害などをもつ子どもが生まれる可能性が高くなります。

●2回目の予防接種はなぜ必要？

過去に『麻しん』『風しん』の予防接種を受けている人もそれだけでは免疫が十分に維持できず、免疫が下がった時期に集団発生が起きます。そこで、対象時期にもう一度接種することで、免疫を長く維持することができるようになります。重症化しやすい成長しからの感染を防ぐことができます。

●今年度対象者の接種期間

▼1期：1歳～2歳未満の1年間です。1歳を過ぎたらなるべく早めに接種しましょう

▼2期：年長児の1年間です。

秋の就学時健診前に接種を済ませましょう（平成25年3月31日まで）

▼3期：中学校1年生相当年齢（平成25年3月31日まで）

▼4期：高校3年生相当年齢（平成25年3月31日まで）

※春から夏にかけて流行しますので、早めに接種しましょう

※接種期間後は、町の公費負担により無料で接種することとはできず、全額自己負担（10300円程度）となります。予診票を紛失された人は、母子健康手帳と印鑑を持参のうえ、健康づくり課で再発行の手続きをしてください

■日本脳炎予防接種

平成22年4月から日本脳炎の予防接種が再開されています。平成7年6月1日生まれ以降のお子さんがある人は、今一度接種状況の確認をお願いします。

●接種の受け方

予防接種を受ける際は、予診票が必要になります。健康づくり課窓口において発行します。母子健康手帳と印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。

▼1期追加まで（3回分）接種している場合：9歳以上のお子さんは2期の接種を受けることができます

▼1期が終了していない場合：不足している1期分を接種できます。1期追加接種後、5年後を目安に2期を接種してください

▼日本脳炎予防接種の標準的な受け方

	接種年齢	接種回数・間隔
1期初回	3歳～4歳	6日～28日の間隔において2回接種
1期追加	4歳～5歳	1期初回接種後、おおむね1年において1回接種
2期	9歳～13歳未満	1期追加のおおむね5年後に1回

※平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで、1期および2期の接種が終わっていないお子さんは、20歳未満までの間、接種を受けることができます

平成 23 年度の運用状況を報告します！

情報公開制度 個人情報保護制度

問い合わせ 総務課文書法制係 ☎ 888-1111 (214)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求め、権利をすべての人に保障するものです。

▼請求ができる人…どなたでも請求できます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページ（下記参照）で取得することができます

▼公開請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者をご説明します

▼平成23年度の運用状況…昨年度は、25件の公開請求がありました（左表参照）

公開請求の決定状況	件数
公開	3
一部公開	15
非公開	0
不存	7
合計	25

▼公開請求の内容…実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

実施機関	件数	主な内容	
町長	総務部	5	住居表示台帳図、測量等実績調書、ボーリング調査関係書類など
	民生部	9	ボーリング調査関係書類など
	生活産業部	1	ボーリング調査関係書類
	都市整備部	2	ボーリング調査関係書類など
町教育委員会	7	ボーリング調査関係書類、教科用図書選定関係書類など	
消防長	1	ボーリング調査関係書類	

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求したりすることができる仕組みです。

▼請求ができる人…自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます

▼請求の方法…請求内容に応じて、所定の請求書を情報公開コーナーに提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることの確認をします。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼開示請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼開示方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者をご説明します

す。その際も、請求者が本人または法定代理人であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼訂正請求・利用停止の申出…請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を申し出ることができます

▼平成23年度の運用状況…昨年度は、開示請求はありませんでした。そのほか、訂正請求・利用停止の申し出はありませんでした

請求書のダウンロードは
下記から

<http://www.town.ami.ibaraki.jp/gyosei/application-down.htm>

介護予防で健康に



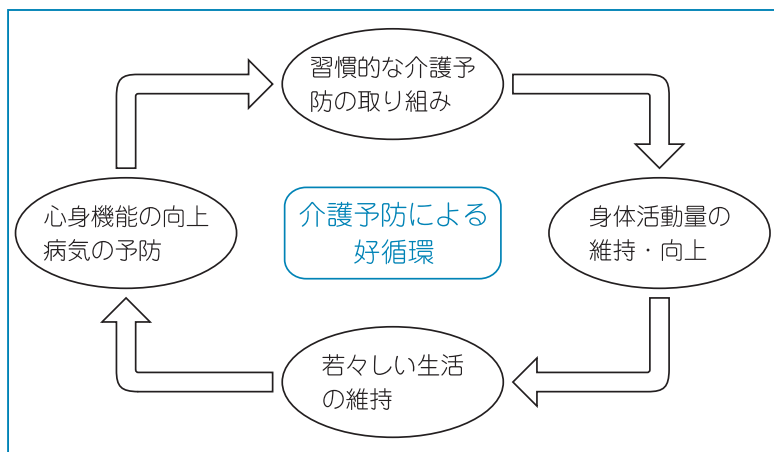
社会福祉課介護支援係 ☎ 888-1111 (164)

年をとって体力が落ちたり、思うように体が動かなくなって介護を受けるようになるのは、「仕方ないこと」ではありません。習慣的に運動を行い、体力や身体の機能低下をできるだけ防ぐことで、図のような好循環が生まれ、要支援や要介護になるのを防止できます。

町では、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人を対象に、「介護予防のためのチェックリスト」を送付し、ご返送いただいた回答から、介護予防の必要状況を判定します。

介護予防が必要と判定された人には、ご本人の状態に合わせたお勧めの介護予防教室を個別通知でご案内します。

いつまでも元気で生き生きと暮らしていくために、介護予防教室にぜひご参加ください。



●介護予防教室利用の流れ

①チェックリストの送付

65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人に、チェックリストを郵送いたします（郵送は、年齢別に3か年で実施いたします。今回の郵送対象とならなかった場合でもご希望の方はぜひお問い合わせください）。

②チェックリストの判定結果の送付

回答していただいたチェックリストから、介護予防の必要性を判定します。生活機能の低下がみられ、このままでは将来介護が必要になる可能性がある人と判定された人には、状態に合わせた介護予防教室をお勧めします。

③介護予防教室

介護予防教室は、3分野の教室があります。

運動教室 (全12回)	からだの状態に応じて、自宅でもできる体操メニューを一緒に考え、運動習慣を身につけましょう。
お口の健康教室 (全8回)	一人ひとりの状況に合わせて、家庭でもできるお口の体操や清潔を保つ効果的な方法、おいしく食べられる秘訣をご紹介します。
栄養の教室 (全3回)	毎日の食事で気をつけることや、食べやすい食材の選び方、栄養満点なおかずの作り方など、一人ひとりに合ったアドバイスをします。

■教室参加者の声

- 戸外を歩く際や、階段を昇るのに、以前より楽になったと思います
- 無理なくできるストレッチを教えてもらい、自宅で行うことが習慣づきました
- 人との出会いがあり、話すことが楽しく元気をもらった気持ちになりました
- 口の渇きが気になっていたけれど、健口体操をやりはじめてすぐに効果がでてきて、口の渇きの悩みが軽くなりました



■問い合わせ

▼地域包括支援センター ☎ 887-8124 ▼社会福祉課介護支援係 ☎ 888-1111 (164)

なくそう

高齢者への虐待

高齢者の虐待を地域で防ごう

社会福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111(161)

高 齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することとはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっていきます。高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで、虐待の起こらない地域づくりをお願いします。

「虐待の定義」 虐待とは何か？

何が虐待か？は、人によって考え方がまちまちかもしれません。しかし、みなさんに虐待を発見していただくためには、次の五つを「虐待」ととらえることが重要になります。

① 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

▼具体的な例：▽平手打ちをする、つねる、殴る、ける、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる▽ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させ

たりして、身体拘束、抑制をする——など

② 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っていない家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼具体的な例：▽入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮ふが汚れている▽水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある▽室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる▽高齢者本人が必要とする介護・医療サービス

を、相応の理由なく制限したり使わせない▽同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること——など

③ 心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。

▼具体的な例：▽排せつの失敗をちやう笑したり、それ

を人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる▽どなる・ののしる、悪口を言う

▽侮辱を込めて、子どものように扱う▽高齢者が話しかけているのを意図的に無視する——など

④ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼具体的な例：▽排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する▽キス、性器への接触、性的関係を強要する——など

⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼具体的な例：▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない▽本人の自宅等を本人に無断で売却する▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する——など

虐待の防止と 早期発見のために

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかつ

たり、虐待を受けている高齢者本人が家族に遠慮したり、世間体を気にしたりして虐待の事実がわかりづらいことがあります。また、高齢者虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならぬ」と定められています。

虐待の背景には、高齢者本人と養護者・家族との人間関係、過重な介護負担、認知症介護の困難、地域社会での家族の孤立など、さまざまな問題があり、往々にしてそれらが絡み合っています。1人で悩まず、相談窓口にご相談ください。

相談や通報を お願いします

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、さまざまな関係機関と連携し、家族や高齢者本人に必要な支援を行います。

● 社会福祉課高齢福祉係 ☎

888-1111 (161)

● 町地域包括支援センター

(町社会福祉協議会内) ☎

887-8124

放射線の状況をお知らせします

放射能対策室 ☎888-1111 (127)

放射線の定期測定

町では、子ども関連施設を中心に放射線の定期測定（毎月2回）を行っています。

最近の測定結果については、右表のとおりです。日常を制限するレベルではありません。

町独自に測定を開始した第1回（5月25日～6月2日）の測定と比較すると、屋内については約2割、屋外については約5割減少しており、徐々にではありますが減少傾向にあります。

なお、このほかにも町ではさまざまな日常生活空間で放射線の測定を行っていますが、国が活動制限の目安としている地上1mの高さにおいて1時間あたり1マイクロシーベルト以上が測定された地点はありません。

■小中学校などの除染を完了しました

子どもたちが受ける放射線量をできるだけ低く抑えるという町の放射能対策方針により、小中学校などについては、3月までに放射線量の高い箇所に対して重点的に除染作業を実施しました。

その結果、すべての小中学校などの校庭、さらには敷地全体の平均値においても、1時間あたり0.23マイクロシーベルト未満となっています。

●「阿見町放射能対策方針」要旨

長期的な目標として追加被ばく線量において、年間1ミリシーベルト（1時間あたりに換算すると自然界からの放射線量を含めて0.23マイクロシーベルト）以下となることを目指します。

なお、特に子どもの生活環境については優先的に除染を実施します。

●定期測定第24回（測定日5月7日～11日）

単位：マイクロシーベルト毎時

施設名	屋 内			屋 外		
	床上 0cm	床上 50cm	床上 1m	地上 0cm	地上 50cm	地上 1m
阿見小学校	0.082	0.085	—	0.115	0.101	—
実穀小学校	0.087	0.077	—	0.179	0.163	—
吉原小学校	0.077	0.085	—	0.135	0.145	—
本郷小学校	0.078	0.073	—	0.172	0.150	—
君原小学校	0.069	0.065	—	0.134	0.130	—
舟島小学校	0.075	0.076	—	0.169	0.160	—
阿見第一小学校	0.081	0.085	—	0.156	0.146	—
阿見第二小学校	0.079	0.090	—	0.121	0.104	—
阿見中学校	0.079	—	0.093	0.143	—	0.152
朝日中学校	0.081	—	0.077	0.149	—	0.144
竹来中学校	0.087	—	0.093	0.141	—	0.128
霞南至健中学校 ・霞ヶ浦高校	0.095	—	0.088	0.093	—	0.092
霞ヶ浦聾学校	0.075	0.085	0.086	0.139	0.155	0.166
ふたば幼稚園	0.071	0.067	—	0.141	0.140	—
阿見みどり幼稚園	0.067	0.069	—	0.130	0.114	—
荒川沖幼稚園	0.093	0.097	—	0.149	0.154	—
阿見幼稚園	0.087	0.088	—	0.186	0.157	—
中郷保育所	0.092	0.086	—	0.096	0.090	—
南平台保育所	0.085	0.078	—	0.111	0.106	—
二区保育所	0.075	0.081	—	0.164	0.141	—
学校区保育所	0.058	0.067	—	0.145	0.097	—
あゆみ保育園	0.059	0.065	—	0.135	0.128	—
阿見ひかり保育園	0.084	0.077	—	0.152	0.144	—
学校区児童館	0.075	0.074	—	0.144	0.146	—
二区児童館	0.079	0.081	—	0.164	0.141	—
総合運動公園 （陸上競技場）	—	—	—	—	0.171	0.188
総合運動公園 （野球場）	—	—	—	—	0.127	0.129
霞ヶ浦平和記念公園	—	—	—	—	0.226	0.228
ゆりの木公園	—	—	—	—	0.165	0.176
岡崎ふれあい公園	—	—	—	—	0.211	0.228
うずらの公園	—	—	—	—	0.108	0.110
本郷近隣公園	—	—	—	—	0.222	0.219
平均値	0.083	0.083	0.085	0.142	0.160	0.173

放射線の訪問測定

■平成 23 年 11 月から実施している一般家庭・事業所の訪問測定の結果は下表のとおりです

人が長い時間を過ごす生活空間は、人や物が動いたり、掃除をしたりするので、放射線が早めに低減する傾向があります。逆に、人が近寄らない雨どいの下などは、雨水により放射性物質が集積され放射線量が高くなる傾向があります。なお、その場所の測定値は雨どいの下などで 1 時間過ごした場合に、その値の放射線量を受けるといことです。

雨どいの吐出し口（地上 0cm）の放射線量の平均値は、1 時間あたり 1.280 マイクロシーベルト（272 か所の平均値）となっていますが、そこから垂直距離で 1m 離れると、0.238 マイクロシーベルトへと約 8 割の低減となっています。

●日常の生活空間の測定結果

単位：マイクロシーベルト 毎時

測定期間 (訪問件数)	屋内の平均値		屋外の平均値	
	床上 1m (居間など)	測定件数	地上 1m (庭など)	測定件数
平成 23 年 11 月～ 平成 24 年 4 月 (1,078 件)	0.107	1,050 件	0.196	1,052 件

●雨どい下（吐出し口）の測定結果

単位：マイクロシーベルト 毎時

測定期間	平均値		低減率	測定か所数
	地上 0cm	地上 1m		
平成 23 年 11 月～ 平成 24 年 4 月	1.280	0.238	81.4%	272 か所

一般家庭の除染作業を支援します

■希望者に除染のための土のう袋などを配布します

放射能対策室窓口（役場 1 階）で、土のう袋・軍手・マスク（1 世帯 3 つまで）を平日（月～金）開庁時間内に無料で配布しています。町では訪問測定を行っていますので、除染後の放射線量の確認にもご利用ください。

■除染作業の支援を行います（訪問除染）

身体に障害などがあり除染作業が困難な世帯については、町が除染作業を支援します。詳しくは、放射能対策室にお問い合わせください。

●放射線モニタリングポストが設置されました

文部科学省では、県内の各市町村に放射線モニタリングポストを設置しました。阿見町の設置場所は、役場駐輪場脇となっています。

表示単位は、マイクログレイ毎時となっていますが、マイクロシーベルト毎時と同等の単位です。



●公園の放射線量マップを掲示しています

主な公園については、施設内放射線量マップの作成が完了した公園から順次施設内に掲示するとともに、下記町ホームページ（放射線量マップについて）にも掲載していきます。

砂場の砂の入替は 3 月までに完了しています。



●放射線量マップについて (http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/seikatsusangyo-bu/hoshanotaisakushitsu/hoshasen_information01.htm)

町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（引き落とし）制度

65歳以上
の人



税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

住 民税の公的年金からの特別徴収制度とは、65

歳以上の住民税の納税義務のある公的年金等にかかる所得を有する人を対象に、今まで納付書または口座振替で納付していた公的年金から引き落としする制度です。

この制度の導入による税負担の変化はありません。お支払い方法が変わるだけです。

対象となる人

公的年金の受給者で、（▼65歳以上（4月1日現在）▼老齢基礎年金等の支払いを受けている▼公的年金にかかる住民税の納税義務がある）のすべてを満たす人。

対象とならない人

- ▼1月1日以降、転出・死亡等の理由で町に引き続き住所を有していない人
- ▼老齢基礎年金等の年額が18万円未満の人
- ▼介護保険料が年金から引き落としされていない人
- ▼住民税の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超えない人

る人

※ご自身が対象になっているかどうかは、6月中旬ごろに町からお送りする税額決定・納税通知書でご確認ください。

なお、65歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金等所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して、給与から引き落としする制度となっています。

徴収される税額

公的年金の所得分にかかる税額のみ引き落としします。公的年金以外の所得（給与・事業・不動産など）にかかる税額は年金から徴収せず、現行と同様に普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの特別徴収（給与引き落とし）で納めていただくこととなります。

対象となる年金

老齢等年金給付（▼老齢基礎年金▼老齢厚生年金▼退職共済年金―など）。

※遺族年金や障害年金は特別

徴収の対象になりません

徴収方法および税額

年間の支給月（6回）を大きく2つに分けます。

① 上半期の年金支給月（4・6・8月）…前年度の下半期の税額を3分の1ずつ3回徴収します（**仮徴収**）

② 下半期の年金支給月（10・12・2月）…その年度の年税額から上半期に徴収した額を差し引いた残りの額を、3分の1ずつ3回徴収します（**本徴収**）

※税額は6月に確定するため、仮徴収の税額は前年度の最後（2月）の税額に応じて仮に定めて徴収されます

年金からの特別徴収が開始される最初の年度の徴収方法

期別	上半期		下半期		
	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
徴収方法	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$

次年度以降

期別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
	特別徴収 (年金からの引き落とし)					
徴収方法	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度 2月と同額	前年度 2月と同額	前年度 2月と同額	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$

公的年金等を受給されている人の 町・県民税（住民税）申告

確定申告が不要でも住民税の申告が必要となる場合があります。

税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

平成23年分所得税の確定申告書を提出した人は、平成24年度の住民税の申告書を提出したものとみなされますから、住民税の申告書の提出の必要はありません。

なお、所得税における「年金所得者にかかる確定申告不要制度」に該当し、確定申告が必要ない場合であっても、次に当てはまるときには、住民税の申告書の提出が必要となります。

① 公的年金等にかかる雑所得のみがある人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・基礎控除）以外の各種控除の適用を受けるとき
※住民税申告書を提出しないと、源泉徴収票に記載されていない社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの住民税の控除の適用を受けることができません

② 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額があるとき
※公的年金等にかかる雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申

告が必要です

■ **公的年金等にかかる雑所得以外の所得で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです**

【給与所得】

給与・賞与、パート収入など（給与等の収入金額－給与所得控除）

なお、給与等の収入金額が85万円を超える場合には、所得金額は20万円を超えることとなります。

【雑所得（公的年金等以外）】

個人年金、原稿料など（総収入額－必要経費）

【配当所得（上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除く）】
株式や出資の配当金など（収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子）

【一時所得】

生命保険の満期返戻金など（総収入金額－収入を得るために直接要した金額－特別控除額（最高50万円））×1/2

● **年金所得者にかかる確定申告不要制度（平成23年分から）**

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下（複数から受給されている場合はその合計額）で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をす

る必要がなくなりました。ただし、上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除などと、確定申告書の提出が必要要件となっている場合がありますのでご注意ください。また、確定申告の必要がない場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

平成24年度の住民税から適用される主な改正事項

- 1. 所得税における年金所得者にかかる確定申告不要制度創設に伴う住民税の申告**
年金所得者にかかる申告不要制度により所得税の確定申告を要しない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。
- 2. 年少扶養親族（年齢16歳未満）に対する扶養控除の廃止**
年少扶養親族（年齢16歳未満）に対する扶養控除の適用は廃止されましたが、障害者控除・寡婦（寡夫）控除の適用判定は、年少扶養親族を含めて適用の判定をします。また住民税の非課税限度額の判定も年少扶養親族を含めて適用を判定しますので、確定申告の場合には「住民税・事業税に関する事項」欄（住民税申告書の場合は16歳未満の扶養親族欄）に、氏名・続柄・生年月日などの記載が必要となります。
- 3. 特定扶養親族範囲の改正**
特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満になりました（年齢16歳以上19歳未満の扶養親族は特定扶養親族の対象から一般扶養親族の対象に変更となりました）。

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉 サービス』

障害福祉課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2943

障害者福祉

町 では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者自立支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人については原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳以下の児童については世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯については18歳以上と同じようになります。各福祉手当は、所得制限があるものもありますので詳しくは、障害福祉課までご相談ください。

■手帳制度

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能―に永続する障害のある人を対象に交付されます。

●療育手帳

知的に障害のある人が援助を受けやすくするために交付されます。

●精神保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやす

くするために交付されます。

■障害者自立支援法

●自立支援給付

身体・知的・精神に障害のある人が、ホームヘルパー派遣等介護系サービスの利用、就労移行支援などの訓練系サービスの利用、障害者支援施設の通所および入所を希望される場合、町からサービスの支給決定を受けた後で、指定支援事業者・施設と契約を結んでサービスを利用できます（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。

義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いす―などが対象です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●自立支援医療

精神通院・精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します。更生医療・身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象になります）。

■福祉手当の支給

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）。

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し、手当を支給します。月額26260円。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14280円。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。

▼1級…月額50400円
▼2級…月額33570円

●在宅心身障害児福祉手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5000円。

●難病患者福祉手当

県から『一般特定疾患医療受給者証』の交付を受け治療を受けている人に、手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要です）。月額3000円。

■心身障害者扶養共済年金制度

心身障害者を扶養している人が、毎月一定の掛金を拠出し、扶養者が死亡などによって扶養できなくなった場合に年金を支給して生活の安定を図るものです。

加入できる人は、心身障害者を扶養している65歳未満の人で、特別な病気や障害を持っていない人です。掛金は加入時の年齢により、月額9300円から23300円となります。支給される年金額は、月額20000円です。加入要件や年金支払い時期など詳細については、窓口にお尋ねください。

税金・公共料金などの減免

障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

▼所得税：龍ヶ崎税務署 ☎0297-6611303

▼住民税・軽自動車税：役場税務課 ☎888-1111

▼普通自動車税：土浦県税事務所 ☎822-7208

▼NHK放送受信料の減免：障害福祉課で証明を受ける必要があります

各種割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が対象です。

▼タクシー料金の割引：県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります

▼JR運賃・バス運賃・航空運賃の割引：割引の対象には、一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください

▼有料道路料金の割引：身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用する際には、障害福

祉課で割引証明を受ける必要があります

町域域生活支援事業

利用にあたっては、障害者手帳を取得しているなど、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は、利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります。

相談支援事業

障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います。

コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

日常生活用具の給付・貸与

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付・貸与します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

地域活動支援センター事業

通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を

行います。

訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴車を派遣し、入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）。

日中一時支援事業

介護者の都合などにより障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時的に行います（利用制限があります）。

生活サポート事業

自立支援給付の支給に該当しない人について、家事などの日常生活支援を行います（利用制限があります）。

自動車運転免許取得費補助事業

身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が、就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

自動車改造費補助事業

上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い、自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳1・2級また

は、療育手帳④・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。

施設入所・入院中の人、1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）。

知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。

難病患者等居宅生活支援事業・難病患者等日常生活用具給付事業

厚生労働省から難治性疾患克服研究事業に指定を受けた疾病および関節リウマチの治療を受けている人にヘルパーの派遣、日常生活用具の給付を行います。

このサービスは介護保険、障害者自立支援法によるサービスが受けられない人が対象となり、前年の所得に応じて利用者負担があります。

つばみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。

対象の人は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。

視覚障害者卓球教室

スポーツに親しむ機会の少ない在宅の視覚障害者の人たちが、運動を通じて身体の維持増強を図りながら互いの交流を深め、社会参加の促進を図ります。対象の人は、視覚に障害を有する人になります。

明日へとつなぐ 笑顔と絆

『明日へとつなぐ笑顔と絆』

まい・あみ・まつり 2012 実行委員長
飯野 一義

昨年の東日本大震災のつめあとが残る中、被災された皆さまには心からお見舞い申し上げます。

震災から1年が経ちまだ放射能の問題があり、目に見えない不安とともに辛い思いをしている人もたくさんいらっしゃるかと思います。

東北、関東の地が一刻も早い復旧復興を遂げ、活気溢れる元気な地域となりますように、今年は昔の阿見音頭とアミゴンを復活させ、家族や地域の絆を大切に盛大な祭りを開催したいと思います。

人と人の繋がりを通して、町民の皆さまには「活力と元気」さらに「阿見町大好き」と思っただけのような祭りにしたいと思います。

実行委員一同、『明日へとつなぐ笑顔と絆』となるように、まい・あみ・まつり2012の準備に取り組みさせていただきます。皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

笑顔のあふれるまちに

阿見町長 天田富司男

町民総参加の一大イベントとして毎回盛大に開催されている『まい・あみ・まつり』は、今年で23回目を迎えます。

昨年は、東日本大震災の後ということで、自粛ムードの中での開催でありましたが、それでも『がんばろう阿見町』を合言葉に多くの町民の皆さまに参加していただきました。

今年のテーマは、『明日へとつなぐ笑顔と絆』であります。恒例の盆踊りや神輿巡行、さまざまなステージなど、町民みんなで盛り上げていただけたら幸いです。

実行委員の皆さまには、企画づくりに奮闘していただいております。多くの町民の皆さまにも、このまつりへ参加して楽しんでいただくとともに、ぜひ町民同士の絆を深めていただき、希望と活力に満ちた『笑顔のあふれるまちづくり』につながることを期待いたします。

『まい・あみ・まつり2012』のテーマが、『明日へとつなぐ笑顔と絆』に決定しました。今月号では、まい・あみ・まつり2012実行委員会の組織とメンバーを紹介します。

●まい・あみ・まつり 2012 ●

日時：8月4日(土)・5日(日) 午後3時～9時

メイン会場：まいあみ特設ステージ

およびまいあみストリート(通称)

広報協賛金部会



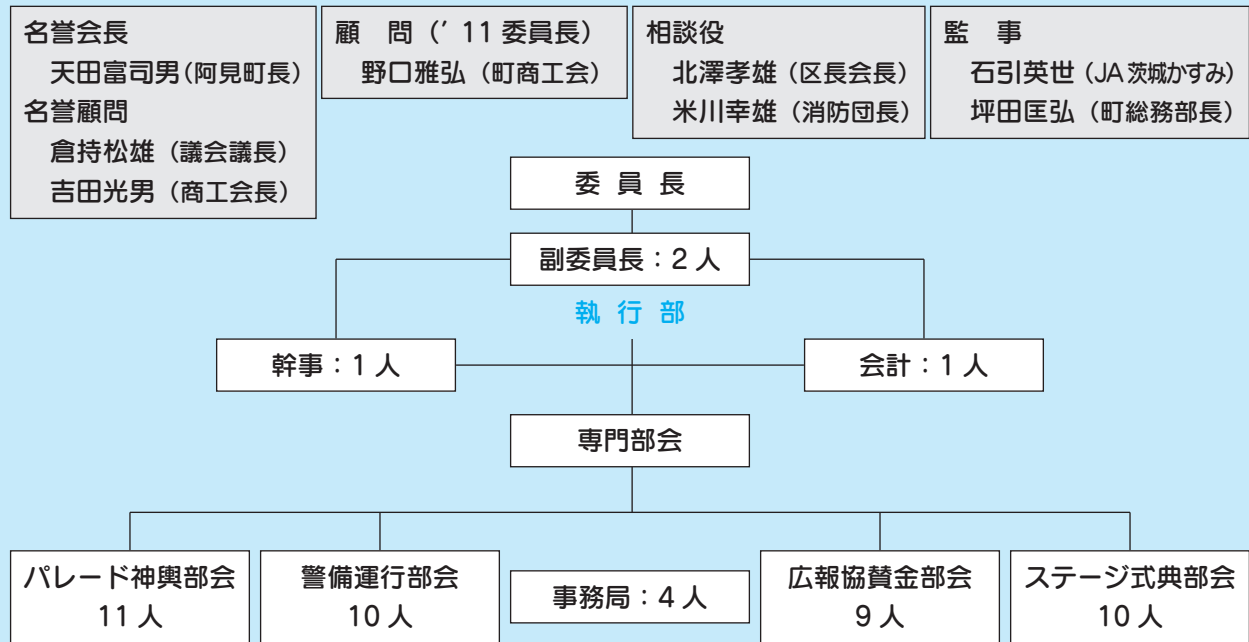
前列左から：佐藤友和(町商工会)、小島直子(一般応募)、中根朋子(役場)、杉本正治(一般応募)
後列左から：古谷綾子(茨城大学農学部)、難波千香子(町商工会)、笠原絹江(町商工会)、吉田貴洋(町商工会)、飛田正稔(町金融団)

本部役員



前列左から：小林俊英(幹事=役場)、野口テル子(副委員長=町商工会)、飯野一義(実行委員長=町商工会)、松浦健一(副委員長=桜睦会)、伊野麻衣子(会計=役場)
後列左から：篠崎晴美(事務局=臨時職員)、植松洋介(事務局=役場)、本橋大輔(事務局=役場)、鹿志村浩行(事務局=役場)

●実行委員会組織図●



平成 24 年 4 月 19 日現在



パレード神輿部会

前列左から：菊地久子（天翔如人）、藤間明美（獅子神輿会）、長南里志（青宿むつみ会）、小柳望（小柳組）、秋山和美（秋山舞の会）

後列左から：小松崎英義（阿見神輿連合）、倉重圭一郎（曙獅子連）、長南武春（青宿むつみ会）、泉恵子（よさこい雅）

その他：佐々木祐輔（阿見神輿連合）、未定（東睦）

ステージ式典部会



前列左から：会田直美（県立医療大学）、柴山みどり（町社会福祉協議会）、二宮光洋（武器学校）、大久保公二（一般応募）、佐々木恵美子（東京医科大学）

後列左から：大塚雄祐（JA 茨城かすみ）、井上勝（東京医科大学）、相川洋平（役場）、川又陽介（武器学校）、大堀克朋（朝日燃料支処）

警備運行部会



前列左から：大澤陽太（教育委員会）、木村慎（消防本部）、稲田克彦（町体育協会）、古明地治光（町体育協会）、大久保敏博（霞ヶ浦成人病研究事業団）

後列左から：田中一幸（町学校長会）、松本雅彦（町学校長会）、安嶋慧（町金融団）、村野定雄（安全協会）

その他：大平修三（区長会）

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

1998年にNPO法が施行されて14年。徐々にではありますがNPO法人などの社会貢献活動が日本において広まってきました。今では全国で45,000近いNPO法人が設立され、県内では約600の法人が、町では9法人が事業展開しています。まさに現在は「自らの活動によって、社会や地域をより良いものとしていこう」という自治意識が高まっている時代であるともいえます。

そのような中、これらNPO法人などは「新しい公共」を担う主体としても位置づけられるようになり、その注目度や重要性はますます高まりをみせています。阿見町においても、町民と行政が協力・連携してまちづくりをおこなう「協働のまちづくり」を進めていくうえで、欠かすことのできない大切なパートナーともなり、その活動を後押ししているところです。

今回、その一環として、「広報あみ」にNPO法人・ボランティア団体の活動状況などについての情報を毎月紹介していくこととなりました。この記事を通して町民の皆さまにおけるNPO法人などへのより一層の理解を促進するとともに、NPO法人などにおける活動の後押しにつながればと考えています。

●町民活動団体情報は町ホームページにも掲載しています

これまで町民活動推進課および町民活動センターでは、町民活動団体の情報把握を目的のひとつとして、「町民活動に関するアンケート」や「団体プロフィール調査」を実施してきました。その中で、情報の提供にご協力いただいた35団体を町民活動センター登録団体と位置づけ、そのプロフィールを現在町ホームページ上に掲載しています。

今後、広報紙面上で紹介していく団体の情報についても、これら町民活動センター登録団体のものが中心となりますが、このほかにも以下の要件に該当する団体であれば、町民活動団体とみなし、積極的に紹介していきたいと考えていますので、ぜひ情報提供ください。

- ▼社会貢献・地域貢献を主目的に活動していること
- ▼行政に事務局などを置かず、活動・会計処理などについて自立・独立していること
- ▼団体の所在地が町内にあること（活動を町外で展開されていても構いません）
- ▼政治・宗教または営利を目的としないこと
- ▼暴力団などと関係するものでないこと

■NPO法人・ボランティア団体から ～参加者を募集しています～

●NPO法人阿見アスリートクラブ・大人向け教室

- ①自己管理シートを用いた専門家からのアドバイスを受けられる
- ②状況に合わせた講義・参加者の必要に合わせた教室
- ③SNSによるサテライト教室において、アドバイスを受けることができる

《教室の日程》

期 日 5月19日(土)・6月9日(土)・7月7日(土)・8月4日(土)
・9月1日(土)・10月6日(土)・11月3日(土)

時 間 午後1時～4時(▼講義:1時～2時▼実技:2時30分～4時)

場 所 ▼講義:中央公民館▼実技:総合運動公園



●NPO法人いばらきIT普及協議会・ITボランティア講座

あなたのITスキルをいかしてみませんか？

この講座では、ITボランティアとしての活動に必要な知識や技術を身につけられます。

ITスキルに自信の無い人でも受講可能です。

日 時 毎月第二土曜日 午後2時30分～3時30分

場 所 町民活動センター

■町民活動センター登録 NPO 法人・ボランティア団体紹介

町民活動センターでは、現在下表に記した8団体の町内NPO法人情報を把握しており、これらの団体は、それぞれが掲げる目的達成のために町内外を問わず活躍されています。このコーナーでは、これら下表のNPO法人や町民活動センターに登録されているボランティア団体などの紹介をおこなっていきます。

●町内NPO法人（一部）

名称	認証年月日
NPO法人青少年の自立を支える会シオン	平成12年 7月27日
NPO法人アニマルセラピー協会	平成13年12月19日
NPO法人まい・あみ	平成15年 6月24日
NPO法人阿見アスリートクラブ	平成16年 6月29日
NPO法人ユーアイ阿見	平成18年10月31日
NPO法人いばらきIT普及協議会	平成19年 1月12日
NPO法人阿見ファントゥスポーツクラブ	平成19年12月 7日
NPO法人日本ヤーコン協会	平成22年10月22日

上記団体を含めた茨城県に主たる事務所を置くNPO法人に関する簡単な情報は、県の県民運動推進室ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/seibun/seibun/kenmin/npo.top.htm>) で確認することができます。

NPO 法人 阿見アスリートクラブ



子どもから大人まで、元気にかけっこ！

「子どもからお年寄りまでが一堂に会して運動する場所を作りたい」そんな思いから始まった、陸上競技クラブです。小中高一貫指導「世代間育成システム」の下、多くの選手が全国で活躍しています。夢をもった子どもや、生涯を通して運動を楽しみたい人のサポートをしながら、地域に根ざしたクラブを創造します。



▲阿見グラウンドは、運動が大好きな子どもたちの笑い声であふれます



▲市民ランナー向け教室で生涯スポーツの環境づくりに貢献



▲国内トップ選手も在籍しており、子どもたちの夢を牽引しています



▲清掃ボランティア活動など、子どもの健全育成にも取り組んでいます



▲2011全日本中学陸上男子200m、同800mで日本チャンピオンが誕生！



▲県の陸上競技の発展を目的とした中高生向け陸上クリニック(左)や、駅伝大会(右)などイベントも充実

会員募集中！詳細はホームページへ（阿見アスリートクラブで検索）

- 基本コース（5歳～小学6年生）
- Sコース（小学5・6年生）
- 中学コース
- 高校コース
- アスリートコース（大人）
- 市民ランナーコース
- ランニング&ウォーキングコース
- バウンドテニスコース
- マラソンアカデミー

■問い合わせ 阿見アスリートクラブ ☎ 887-1185

うるおいある街並みに！

生垣設置の助成制度



都市計画課計画係 ☎888-1111 (244)

生垣設置の助成

生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

補助の対象区域

▼町全域

補助を受けられる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合
▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの
▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

補助額の基準

補助対象となる生垣設置に要する経費(*)の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m 当たり 10,000 円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m 当たり 15,000 円
補助率	生垣設置に要する経費の 2 分の 1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000 円 (角地の 2 辺に設置する場合は 350,000 円)	

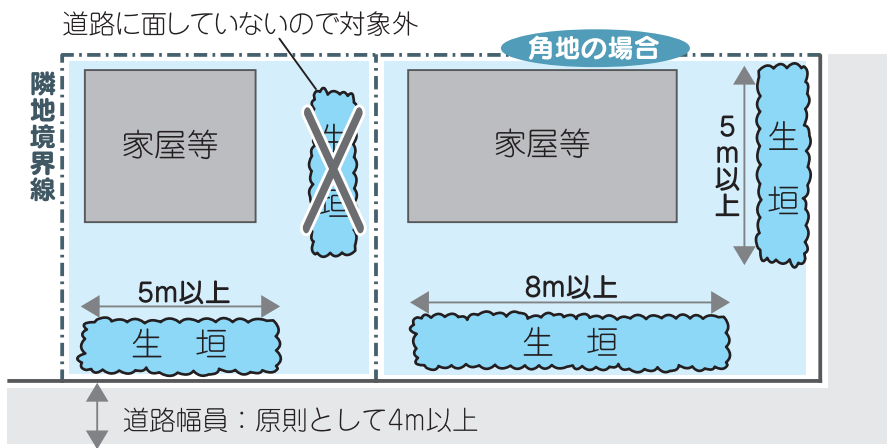
*生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの
▼不動産の販売を目的として設置されるもの
▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

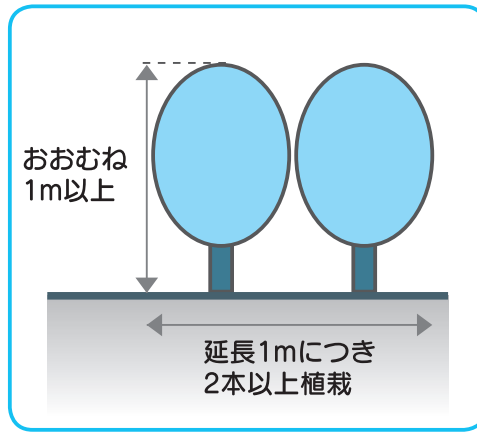
補助の条件

生垣の長さなど

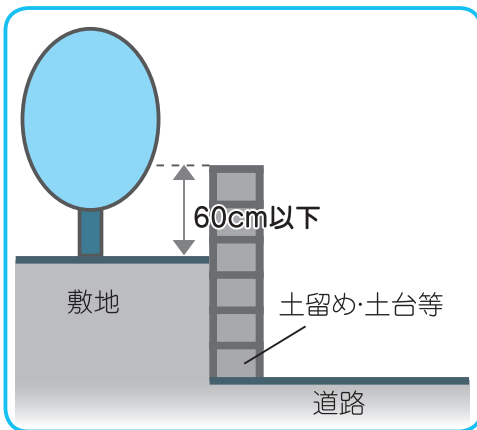
▼道路に面して設置されるもので、総延長 5m 以上であるもの
※角地の 2 辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が 8m 以上かつ短辺の延長が 5m 以上必要



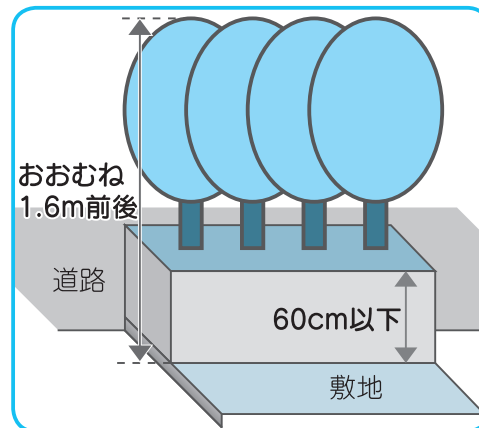
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

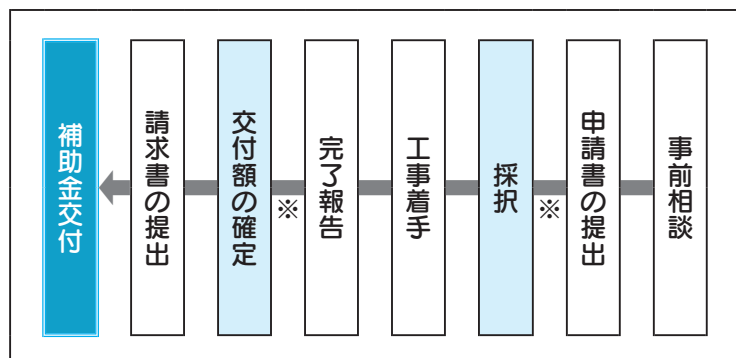
※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



申請方法
生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。
設置後の申請は補助を受けることができません。

申請手続き

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています
▼ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/toshiseibi-bu/toshikeikakuka/toshikeikakuka.htm>
- まずはお気軽にご相談ください



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

よみきかせ「おはなしおさんぽの会&昔の遊びをやってみよう!の会」開催

小さなお子さんに聞かせたいおすすめの絵本の読み聞かせと、昔の遊びを体験する人気企画です。今回は七夕にちなんだ遊びを予定しています。

- ▼期日:7月7日(土)
- ▼時間:①午前10時30分から②午後2時から ※それぞれ約1時間
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼その他:参加無料



▲前回の様子

講演会『昭和ガールズトーク』開催

戦時下に予科練の近くで少女時代を過ごした女性が語る予科練とは、戦争とは。少女たちのあこがれだった予科練生との初恋や空襲体験などについて、対談形式でうかがえます。

- ▼期日:7月14日(土)
- ▼時間:午後1時30分から
- ▼場所:予科練平和記念館20世紀ホール
- ▼話し手:熟田鶴江氏
- ▼その他:入場無料



▲熟田氏と予科練生

講演会「土空看護婦が語る予科練と空襲」開催

昭和20年6月10日、空襲の目標となった土浦海軍航空隊ではいったい何が起きていたのか。実際に空襲を体験した元看護婦が語る予科練と空襲。激動の戦中戦後を看護の現場から見つめた女性の貴重な体験談をお聞きください。

- ▼期日:7月15日(日)
- ▼時間:午後1時30分から
- ▼場所:予科練平和記念館20世紀ホール
- ▼話し手:角田しづ子氏(元土浦海軍航空隊看護婦)
- ▼その他:入場無料



▲土浦海軍航空隊の看護婦たち

第5回所蔵資料展「兄を追って」開催中

戦後、予科練だった兄にゆかりの深い阿見町に住むことを決めた弟と、潜水艦に乗船して亡くなった兄の戦死の真実を捜し求めた弟。予科練平和記念館に寄贈された二人の資料から、戦争が普通の家庭にもたらした影響と、家族の絆を考える展示です。

- ▼期日:6月24日(日)まで
- ▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼場所:予科練平和記念館20世紀ホール
- ※常設展観覧チケットでご覧いただけます



▲予科練の兄と最後の家族写真

◎学芸員のつばやき

1945(昭和20)年6月10日、阿見町は大きな空襲の被害を受け、一般住民もあわせて300人以上の死傷者を出しました。戦後67年経ちますが、この経験を忘れることなく「平和について考える日」にしたいものです。

▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

環境保全・環境美化に努めましょう

6月5日は環境の日です

環境政策課 ☎888-1111 (116)

空き地の雑草は刈り取りをしましょう

空き地は、その土地の所有者または占有者が責任をもって管理することになっています。雑草が生い茂ると景観が損なわれるだけでなく、害虫の発生や不法投棄・犯罪・火災などが起こりやすくなりますので、日ごろから適正な管理をするようにお願いします。

町では、町民から雑草に関する苦情があると現場を確認し、町環境美化条例に基づき、土地の所有者に除草依頼の通知をしています。通知が届いたら速やかに除草をお願いします。

個人で刈り取った雑草は、直接霞クリーンセンターに持ち込むか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください。処分費用は無料です。

▼注意事項

- ①一度に大量の刈り取った雑草をごみ集積所に出すと回収しきれない場合がありますので、量が多い場合は霞クリーンセンターへの持ち込みをお願いします
- ②野外での焼却行為は禁止されています。刈り取った雑草は燃やさないでください

動物の遺棄は絶対にやめましょう

子猫が段ボールに入れられて捨てられているケースや、犬が首輪をはずして捨てられているケースが増加しています。

ほとんどの場合において、引き取り手が見つからず、県動物指導センターに引き渡すこととなります。小さくても大切な命です。動物は最後まで責任を持って飼いましょう。犬や猫などの愛護動物を遺棄した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。絶対にやめましょう。

また、不幸な命をつくらないために、避妊や去勢の手術をするようお願いいたします。また、猫はなるべく室内で飼いましょう。

やむを得ない事情で飼えなくなってしまった場合は、県動物指導センターに連絡してください。

▼問合せ 県動物指導センター ☎0296-72-1200

※町では、右の看板の配布を行っています。ご希望の人は、環境政策課窓口までお越しください



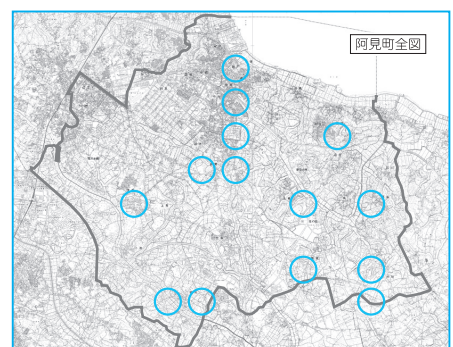
『町環境総合調査』にご協力ください

町では、平成23年3月に策定した『町環境基本計画』に基づき、『町環境総合調査』を実施しています。

この調査は、平成23年度平成24年度の2か年を調査期間として、町民のボランティアが中心となって町の自然環境に関する調査を行うもので、基本計画の推進のための基礎資料や環境学習の教材として活用するものです。

動物・植物・昆虫の「姿を見た」「声を聞いた」という情報がありましたら、環境政策課までご連絡ください。

▶町内のオニヤンマ目撃場所



鹿島アントラーズFC フレンドリータウンデイズ2012 『阿見町の日』



企画財政課企画係 ☎888-1111 (221・222)

7月7日(土)

J1 リーグ第17節 VS 大宮アルディージャ
午後6時30分キックオフ
県立カシマサッカースタジアム

■試合へのご優待・ご招待

町内に在住・在勤・在学の人を対象に、指定席またはサポーターズシートに1,000円でご優待します。また、中学生以下と65歳以上の人、ファンクラブ会員は無料でご招待します。6月から役場(商工観光課・企画財政課など)、中央公民館、各地区公民館・ふれあいセンターで『チケット引換券』(総計10,000枚)を配布します。

当日は、この『チケット引換券』と町内に住・在勤・在学を証明できるものを持参のうえ、下図の阿見町チケットブースにお越しください。指定席は先着順となります。

▼引換開始:午後2時から

■カシマスタジアム見学ツアー

普段立ち入ることのできないインタビュールームや選手控室、ピッチサイドなどスタジアム内を鹿島アントラーズFCのスタッフがご案内します。

▼対象:町内に住・在勤・在学の人

▼募集人数:20人(定員を超えた場合は抽選)

▼申込期間:6月25日(月)まで(必着)

▼申込方法:往復はがきに必要事項(代表者の氏名・住所・電話番号・参加者氏名)を記入のうえ、下記に郵送する。ご家族の人数、または5人まで申込可。後日結果を通知します

▼郵送先:〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 阿見町役場企画財政課あて

▼集合時間:午後3時15分

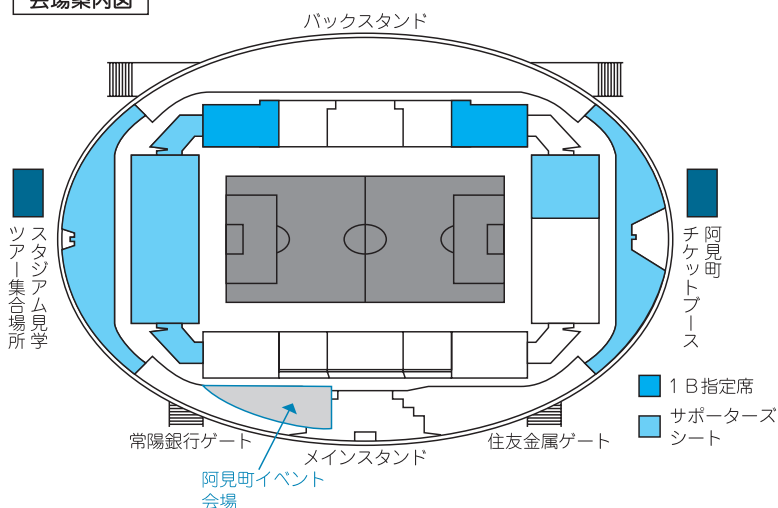
▼集合場所:スタジアム見学ツアー集合場所(下図参照)

※入場チケットが必要となりますので、チケット引換後に集合してください

▼所要時間:約40分

▼注意事項:小学生以下のお子さまは保護者の人の同伴が必要となります

会場案内図



■町PRイベント『まい・あみ・マルシェ』開催

当日、スタジアム内1階メインスタンドコンコースの「阿見町イベント会場」において、特産品販売や芸能披露などの阿見町PRイベントを実施します。

ぜひご来場ください。

※イベント参加時の不可抗力によるけがなどについては責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください

お知らせ

Information

健康づくり課から

■メンタルヘルスチェック「この体温計」運用開始

6月1日から、携帯電話やパソコンを利用して、この健康状態をチェックできる「この体温計」の運用を開始します。「本人モード」「家族モード」「赤ちゃんママモード」「アルコールチェックモード」の4種類があります。利用料は無料です。ただし、通信料金は自己負担になります。携帯電話・スマートフォンは、左記のQRコードからご利用いただけます。また、パソコンは、町ホームページ内のリンクからご利用ください。



●高齢者のための「パワーアップ教室」開催

介護が必要な状態にならないよう、家庭で気軽に誰でもできる、足を中心とした筋力アップの運動を始めてみませんか？

▼期日 7月4日(水)～10月17日(水)の毎週1回・全15回

▼時間 午前10時～正午

▼場所 舟島ふれあいセンター

▼内容 特別な器具に頼らずに筋力アップを図れる運動指導を行います。教室開講時(7月)と教室閉講時(10月)に体力測定を行い、個人ごとに結果票をお渡しして、教室終了後も家庭で運動を続けられるよう指導します

▼対象 次の要件をすべて満たす人
▼町内在住で65歳以上である
▼要介護認定を受けていない
▼医師から運動を制限されていない
▼普段、ほとんど運動らしい運動をしていない

▼募集人数 30人(申込多数の場合、これまで当教室に参加したことがない人を優先とさせていただきます、抽選による)

▼参加料 1,000円

▼申込期間 6月22日(金)まで

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

■「第2回町健康ウォーキング」参加者募集

▼期日 6月24日(日)

▼時間 午前8時役場出発
▼行き先 袋田の滝(天子町)

▼募集人数 45人(定員で締切)
※参加決定者には後日連絡

▼参加料 1,250円 ※左記窓口で納めるか当日受付で納める

▼申込期間 6月7日(木)～20日(水) ※郵送の場合は必着

▼申込方法 電話またははがき・ファクシミリ(住所・氏名・年齢・電話番号を明記)で左記に申し込む

▼問合せ 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 役場生涯学習課社会体育係 ☎888-3601

■2012ひだまりコンサート開催

▼期日 6月23日(土)

▼時間 午後2時から(開場1時30分)

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼出演者 ▼ヴァイオリン：白上 牙 ▼トロンボーン：山口 遥平

▼ピアノ：星川 桂子・西方 有加

▼その他 入場無料
▼問合せ ひだまりの会(精神障害支援ボランティア) 川島 ☎822-6962

■町統計調査員が交代しました

統計調査員66人のうち、下記の9人が交代のため新たに委嘱されました。国勢調査・工業統計など国や県から委任される各種統計調査を行います。

統計調査員がお宅や事業所に行った際には、調査票の記入などにご協力をお願いします。

▼問合せ 総務課統計係 ☎888-1111(215)

平成24年度実施予定の主な調査

- ▼国民生活基礎調査(6月)
- ▼就業構造基本調査(10月)
- ▼工業統計調査(12月)
- ▼家計調査(4月～平成25年3月)
- ▼毎月勤労統計調査(4月～12月)
- ▼労働力調査(5月～10月)

氏名 ※敬称略
(地区名)



野口 正義
(岡崎)



村山 芳夫
(中郷西)



小倉 修
(宿南)



糸賀 士
(曙南)



鈴木 忠
(本郷)



大高 智
(上長)



小泉 正二
(飯倉)



長沼 正男
(掛馬)



吉田 一男
(竹来)



お知らせ

Information

●町民活動推進課から 『町男女共同参画社会推進会 議』委員募集

町では、町男女共同参画社会基本条例に基づき、『男女共同参画社会推進会議』を設置するにあたり、男女共同参画の推進について町民の皆さまのご意見を反映させるため、公募委員を募集します。

▼任期 平成26年3月31日まで
▼報酬等 条例で定める額
▼募集人数 2人

▼応募条件 次の要件をすべて満たす人
▼町内在住で20歳以上である
▼男女共同参画の推進に意欲と関心がある
▼平日の日中に開催する会議に出席できる(年3回程度)
▼国・地方公共団体の議員または常勤の公務員ではない

▼応募期間 6月14日(木)まで
▼応募方法 所定の応募用紙(左記窓口で受け取るか町ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、『男女共同参画の推進』をテーマにした小論文(8000字程度)を添えて、郵送・Eメール

または直接左記に提出する

●『町男女共同参画社会推進会 議』検討部会委員募集

町で設置する『町男女共同参画社会推進会議』に対する意見提言や、男女共同参画推進に関する基本計画の策定に必要な調査および検討を行うため、推進会議検討部会の委員を募集します。

▼任期 平成26年3月31日まで
▼報酬等 なし

▼募集人数 10人程度
▼応募条件 次の要件をすべて満たす人
▼町内在住または在勤・在学である
▼男女共同参画の推進に意欲と関心がある
▼平日の日中に開催する会議に出席できる(年5回程度)
▼国・地方公共団体の議員または常勤の公務員ではない

▼応募期間 6月14日(木)まで
▼応募方法 所定の応募用紙(左記窓口で受け取るか町ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、郵送・Eメールまたは直接左記に提出する

▼選考方法 書類選考

▼問合せ 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 役場町民活動推進課男女共同参画係 ☎ 888-1111(271) ▼ Eメール:hokatsuu-otc@townanli.jp

●『税務課臨時職員募集』

▼勤務期間 7月2日(月)～平成25年3月29日(金)
▼勤務日時 土・日・祝日を除く 週5日、午前8時30分～午後5時15分(7時間45分)
▼勤務内容 税務課窓口業務、課税資料の整理入力などの税務課事務補助

▼時給 800円
▼募集人数 1人
▼応募条件 パソコン(ワード・エクセル)の操作ができる

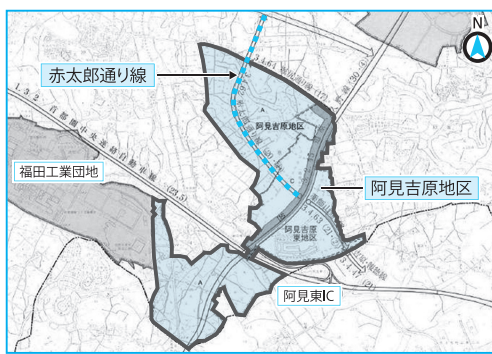
▼応募期間 6月8日(金)まで
▼応募方法 履歴書(6か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する ※郵送不可
▼選考方法 書類選考・面接(日程は後日連絡)
▼問合せ 税務課 ☎ 888-1111(151)

●土浦・阿見都市計画変更(案)の縦覧

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条

第1項の規定による都市計画の変更にあたり、同法第17条の規定に基づき標記縦覧を行います。この計画(案)に意見のある人は、左記縦覧期間の満了の日までに、意見書を提出することができます。

▼期間 6月11日(月)～25日(月) ※土・日を除く
▼時間 午前8時30分～午後5時15分
▼場所 役場2階都市計画課
▼内容 ▼都市計画道路の変更
▼道路名称「土浦・阿見都市計画道路3・4・62号赤太郎通り線」



▼提出先 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号阿見町長天田富司男あて(都市計画課扱い)
▼問合せ 都市計画課計画係 ☎ 888-1111(244)

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせて、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建業業知事免許(般-19)第22375号
【本社】阿見町実穀 1283-70
TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

(株)美都住建

リフォームのことなら 増改築相談員のいる当店へ!!

LIXIL 住生活グループ

屋根材 **T-ルーフ**

美しいデザイン・雨音が静か
軽いから地震に強い
丈夫で優れた耐久性
リフォームにも最適
詳しくはお問合せ下さい。

標んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...
費用はどれ位かかるんだろう...など
住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。
増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

茨城県知事免許(4)第5548号
阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200
(有)美都ツ和

■まい・あみ・まつり
 ●ステージ式典部会から出演者募集

①まい・あみ・アンバサダーオーディション

▼内容 まい・あみ・まつりのPRや町の観光事業などに協力してくれる明るく元気なアンバサダー(大使)3人を選びます。ステージ上で自己PRなどをしていただきます

▼対象 町内在住または在勤・在学で18歳以上の人(男女および既婚・未婚は不問)

▼賞品 大使3人に商品、参加者全員に参加賞

▼募集人数 20人程度

②ジュニアフェス

▼内容 中学生以下の子どものよるステージパフォーマンス

▼対象 町内在住または町内の保育所・幼稚園・小中学校に通学している子ども

▼賞品 参加者全員に参加賞

▼その他 申込多数の場合、抽選の場合あり

③アミューズフェス

▼内容 高校生以上によるステージパフォーマンス

▼対象 町内在住または在勤・在学で高校生以上の人

▼賞品 参加者全員に参加賞

▼その他 申込多数の場合、抽選の場合あり。ステージ運行上、ロックバンドなどは不可

▼申込方法 ①～③については、6月29日(金)までに、電話または直接左記に申し込む

●ステージ式典部会からボランティア募集

▼日時 8月3日(金)～6日(月) ※時間は応相談、一部でも可

▼内容 ステージの準備・ステージ進行の手伝い

▼申込方法 7月20日(金)までに、電話または直接左記に申し込む

●広報協賛金部会から模擬店募集

▼対象 商工会員、協力団体で、2日間通して出店できる団体

▼募集人数 30組(定員で締切)

▼申込方法 6月18日(月)～22日(金)までに、直接左記に申し込む

●パレード神輿部会から参加団体募集

①子ども神輿 子ども会・育成会の神輿による練り歩き

②大人神輿 神輿・山車団体にによる練り歩き

③音楽パレード 鼓笛隊・金管バンドなどによる音楽パレード

④よさこいソーラン 総踊りあり。各団体によるよさこい踊り

⑤盆踊り 阿見音頭・新阿見音頭

▼申込方法 ①～⑤については、6月15日(金)までに、電話または直接左記に申し込む
 ●問合せ まい・あみ・まつり実行委員会事務局 ☎88801

1111(173) ※土・日は、祝日を除く午前10時～午後4時30分

■『大好きいばらき就職面接会(前期)』開催

大学院・大学・短大・専修学校等(高校は除く)の平成25年3月卒業予定者および未就職既卒者を対象に、就職面接会を開催します。

県内企業約120社の企業説明や面接を受けることができますので、ふるってご参加ください。また、プレセミナーにもぜひご参加ください。

▼期日 ▼水戸：6月20日(水)
 ▼土浦：6月26日(火)

▼時間 ▼受付：午前10時30分から
 ▼プレセミナー：11時～11時45分(希望者のみ) ▼面接：午後1時～4時

▼場所 ▼水戸：ホテルレイクビュー水戸(水戸市宮町) ▼土浦：ホテルマロウド筑波(土浦市城北町)

▼持参品 履歴書(複数)

▼その他 事前申込不要、参加無料

▼問合せ 県労働政策課 ☎029-30013645

▼ホームページ：http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/h24daisuki/index.html

●町社会福祉協議会から『介護者交流会』参加者募集

在宅で高齢者などを介護している人を対象に、交流会を実施します。

▼期日 6月20日(水)

▼時間 午前10時30分総合保健福祉会館出発

▼行き先 前川あやめ園(潮来市) ※雨天時は行程変更あり

▼内容 あやめ祭り見学と園内散策

▼募集人数 20人(定員で締切)

▼申込期間 6月15日(金)まで

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼その他 昼食代は自己負担

●町ボランティア連絡会『講習・発表会』開催

町ボランティア連絡会では、加入サークルの活動発表と講習会を行います。

来て・見て・体験して、あなたの生活にボランティアを!

▼期日 6月30日(土)

▼時間 午前10時～午後2時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』2階大会議室・講座室ほか
 ▼内容 各サークルの発表および展示(手話・朗読・呈茶・生け花展示・踊り・幸せのお手玉作り・EMはかし・米のとき汁発酵液作り体験―など)
 ●問合せ 町社会福祉協議会 ☎88710084

〈広告欄〉

居酒屋 門衛

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
 阿見町岡崎1-12-7

電話 887-1147
 FAX 887-0970

お電話でのお問い合わせもお気軽にどうぞ

映画公開に先がけ、待望の文庫化!
 文庫版『天地明察』(上)(下)
 好評発売中!

オークブックセンター阿見店

よる9時まで営業中

カスミフードスクエア阿見店(R125号バイパス沿い)2階
 阿見町中郷2-7-24 TEL 029-891-2322 http://www.oaksbc.co.jp

こまったときは

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日時 ① 6月1日(金) ② 7月5日(木)
午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(216)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター
☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

結婚相談

日時 第2・第4土曜日 午後1時～4時
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター
☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所
☎ 823-1123

● 公共機関電話番号 ●

役場 ☎ 888-1111	中央公民館 ☎ 888-2526	総合運動公園 ☎ 889-2788
うずら出張所 ☎ 841-1167	君原公民館 ☎ 889-1363	教育相談センター ☎ 888-1225
健康づくり課 ☎ 888-2940	かすみ公民館 ☎ 888-8111	町民活動センター ☎ 888-2051
障害福祉課 ☎ 888-2943	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100	消費生活センター ☎ 888-1871
水道課 ☎ 889-5151	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761	社会福祉協議会 ☎ 887-0084
下水道課 ☎ 829-5500	図書館 ☎ 887-6331	シルバー人材センター ☎ 888-2036
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	学校給食センター ☎ 887-1430	うしくあみ斎場 ☎ 830-9888
消防本部 ☎ 887-0119	地域子育て支援センター ☎ 891-2772	町民ダイヤル(休日 当番医・定例相談等の テレホンサービス) ☎ 887-6600
火災情報案内 ☎ 887-2600	福祉センターまほろば ☎ 887-3969	

● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,673人 (- 21)
 - 男性 23,683人 (- 10)
 - 女性 23,990人 (- 11)
 - 世帯数 18,243世帯(+ 20)
- ▽ 5月1日現在
▽ 常住人口ベース
▽ ()内は前月比
▽ 総務課調べ

6月の納税等

町県民税(1期)
国民健康保険税(2期)
介護保険料(2期)
納期限 7月2日(月)

7月の納税等

固定資産税(2期)
後期高齢者医療保険料(1期)
納期限 7月31日(火)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 4月(前月比)

消防本部調べ	軽傷	14人(- 2)
出場件数 18件(- 3)	中傷	2人(- 6)
	重傷	0人(- 1)
※救急車の適正な利用を お願いします	死亡	0人(± 0)
	合計	16人(- 9)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店